

京都市景観政策検討委員会規則

令和 7 年 6 月 1 8 日 京都市規則第 1 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第 8 条の規定に基づき、京都市景観政策検討委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第 2 条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の招集及び議事)

第 3 条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの委員会は、市長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員及び議事に関係がある特別委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係がある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 4 条 部会の構成員は、委員、特別委員及び専門委員（以下「委員等」という。）のうちから、委員長が指名する。

- 2 部会ごとに部会長を置く。
- 3 部会長は、当該部会の委員のうちから、委員長が指名する。
- 4 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会の委員のうち、あらかじめ部会長の指名するものがその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第 5 条 部会は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在任し

ないときの部会は、委員長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会は、当該部会の委員及び特別委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 部会の議事は、出席した委員及び特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を委員会に報告しなければならない。

(協力依頼)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市計画局において行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。